

# 松江市土地開発公社定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第2条 この土地開発公社は、松江市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第3条 公社の設立団体は、松江市とする。

### (事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を松江市末次町86番地に置く。

### (公告の方法)

第5条 公社の公告は、松江市公告式条例（平成17年松江市条例第3号）に定める松江市の掲示場に掲示して行う。

## 第2章 役員及び職員

### (役 員)

第6条 公社に、次の役員を置く。

(1) 理 事 16人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。

### (役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ、理事長が定めるところにより、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長がともに事故があるとき、又は理事長及び副理事長がともに欠けたときにその職務を代理する。

4 理事は、規定の定めるところにより業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行なう。

(役員の内命)

第8条 理事及び監事は、松江市長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、理事のうちから松江市長が理事会の承認を得て選任し、常務理事は理事長が選任する。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の内任命)

第11条 会社の職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、理事長の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

第13条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は3分の1以上の理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の内議事)

第15条 理事会の内議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の内議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 理事長は、軽易な事項又は緊急の必要により理事会を開催する時間的余裕のないときは、持ち回りにより理事の表決を求め、理事会の内議決に代えることができる。

(理事会の内議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の内議決を経なければならない。

(1) 定款又は業務方法書の変更

- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) 規定の制定又は改正若しくは廃止
- (5) 規定により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

#### 第4章 業務及びその執行

##### (業務の範囲)

第17条 公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
    - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
    - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
    - ハ 公営企業の用に供する土地
    - ニ 当該施設の自然環境を保全することが特に必要な土地
    - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
    - ヘ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
    - ト 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
    - チ 観光施設事業の用に供する土地
  - (2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る。）、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（公社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。）について借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権（地上権を除き、同法第24条の規定の適用を受ける者に限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業を行うこと。
  - (3) 前2号の業務に付帯する業務を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 18 条 公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第 5 章 基本財産の額その他資産及び会計

(資 産)

第 19 条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、600万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

(事業年度)

第 20 条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第 21 条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第 22 条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後速やかに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て松江市長に提出するものとする。

(利益及び損失の処理)

第 23 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理するものとする。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

(余裕金の運用)

第 24 条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力的運用)

第 25 条 予算の成立後、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、理事長は、松江市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該業務のため、直接必要な経費に使用することができる。

2 前項の規定による処置については、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければ

ばならない。

## 第6章 雑 則

### (解 散)

第26条 公社は、理事会で理事総数の4分の3以上の同意を得たうえ、松江市議会の議決を経、島根県知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社が解散した場合において、債務を弁償してなお残余財産があるときはその残余財産は、松江市に帰属する。

### (委 任)

第27条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、公社の運営に関して必要な事項は規定で定める。

2 前項の規定は、あらかじめ、松江市長に協議して定めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。(昭和51年3月17日認可)

#### (最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、松江市長が定めるところによる。

#### (最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、公社の成立の日から当該日の属する年度の末日までとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この定款は、認可の日から施行する。(昭和53年5月31日認可)

#### (任期の特例)

2 公社の昭和53年4月22日からはじまる役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、昭和54年5月22日までとする。

### 附 則

この定款は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。(平成元年4月7日認可)

附 則

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。(平成4年4月30日認可)

附 則

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。(平成6年5月31日認可)

附 則

この定款は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。(平成24年1月23日認可)

附 則

この定款は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この定款は、知事の認可のあった日から施行する。(令和3年7月26日認可)